

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局雇用・生産性改革推進部中小企業振興課】 2

◇ 公 告

- 北九州市立地適正化計画の変更【建築都市局計画部都市計画課】 3
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 4

北九州市告示第67号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月18日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

付則第6項中「同条第1号中」の次に「6月」とあるのは「3月」と、」を加え、「の規定により、」を「に規定する」に、「1億円に8,000万円を加えた額」を「1億8,000万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この告示は、令和2年3月18日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の付則第6項の規定は、この告示の施行の日以後に融資の申込みをした者について適用し、同日前に融資の申込みをした者については、なお従前の例による。

北九州市公告第200号

都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により作成した北九州市立地適正化計画を変更したので、同条第19項において準用する同条第18項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更に係る事項
計画遂行に向けた取組

2 公表の日
令和2年3月25日

3 公表の方法

北九州市建築都市局計画部都市計画課のホームページ（<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/07900223.html>）に掲載するとともに、同課（北九州市小倉北区域内1番1号）に備え付けて一般の縦覧に供する。

北九州市公告第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年3月24日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市八幡西区茶屋の原一丁目370番1及び370番6	北九州市八幡西区茶屋の原一丁目4番12号 岩濱 正